

第4回 火力電源入札専門会合 事務局提出資料 ～前回の御指摘事項について～

平成28年3月31日（木）

【指摘事項 1】 入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要①

(現行ガイドラインの考え方)

- 現行ガイドラインでは、自社・子会社の電源は一律に入札対象である一方、他社電源は、自社の電源開発との関係の深さによって、入札の要否が異なるという考え方を取っていると考えられる。
- 今後、様々なケースが考えられることから、今改正に当たっては、これまで要否が明らかでなかったケースについても入札の要否を検討しておくことが必要。

(参考) 現行ガイドラインにおける取扱い

- ① 一般電気事業者が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合
- ② 一般電気事業者の子会社が、火力電源を新設、増設、リプレースしようとする場合 (※入札実施主体は供給力を必要としている親会社の小売部門)
- ③ 一般電気事業者が、自社の電源開発とは無関係に他社の火力電源から購入しようとする場合 (自家発余剰購入を含む。)

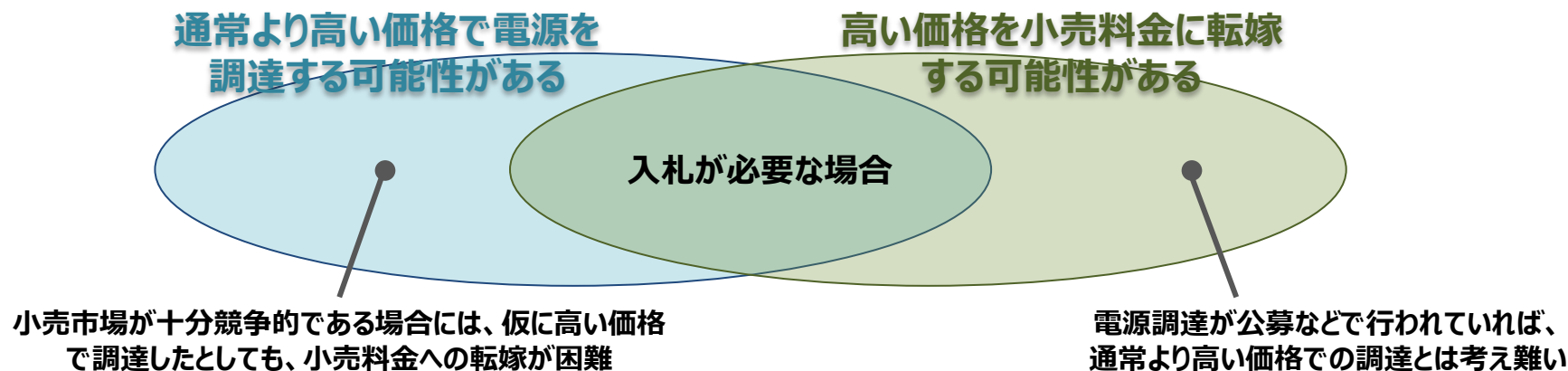
入札が**必要**と
現行ガイドライン
に明記

入札が**不要**と
現行ガイドライン
に明記

- 上記3ケース以外の場合については現行ガイドラインでは明確な記述は無い。
- 考え方としては、一般電気事業者の自社電源及び子会社の電源は一律に入札対象とされている一方で、他社の電源については、自社の電源開発との関係の深さによって、入札の要否が異なるという考え方を取っていると考えられる。

【指摘事項 1】 入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要② (改正案の考え方)

- 小売料金の適切性確保という観点から入札が必要となるのは、新增設・リプレースされる電源の電気を通常よりも高い価格で調達し、それを小売料金に転嫁する可能性がある場合。
- 小売市場が十分に競争的ではない現状では転嫁の可能性があり、通常より高い価格で調達する可能性があるかどうかが、実質的には入札の要否の判断基準だと考えられる。



高い価格を小売料金に転嫁する可能性があるかどうか

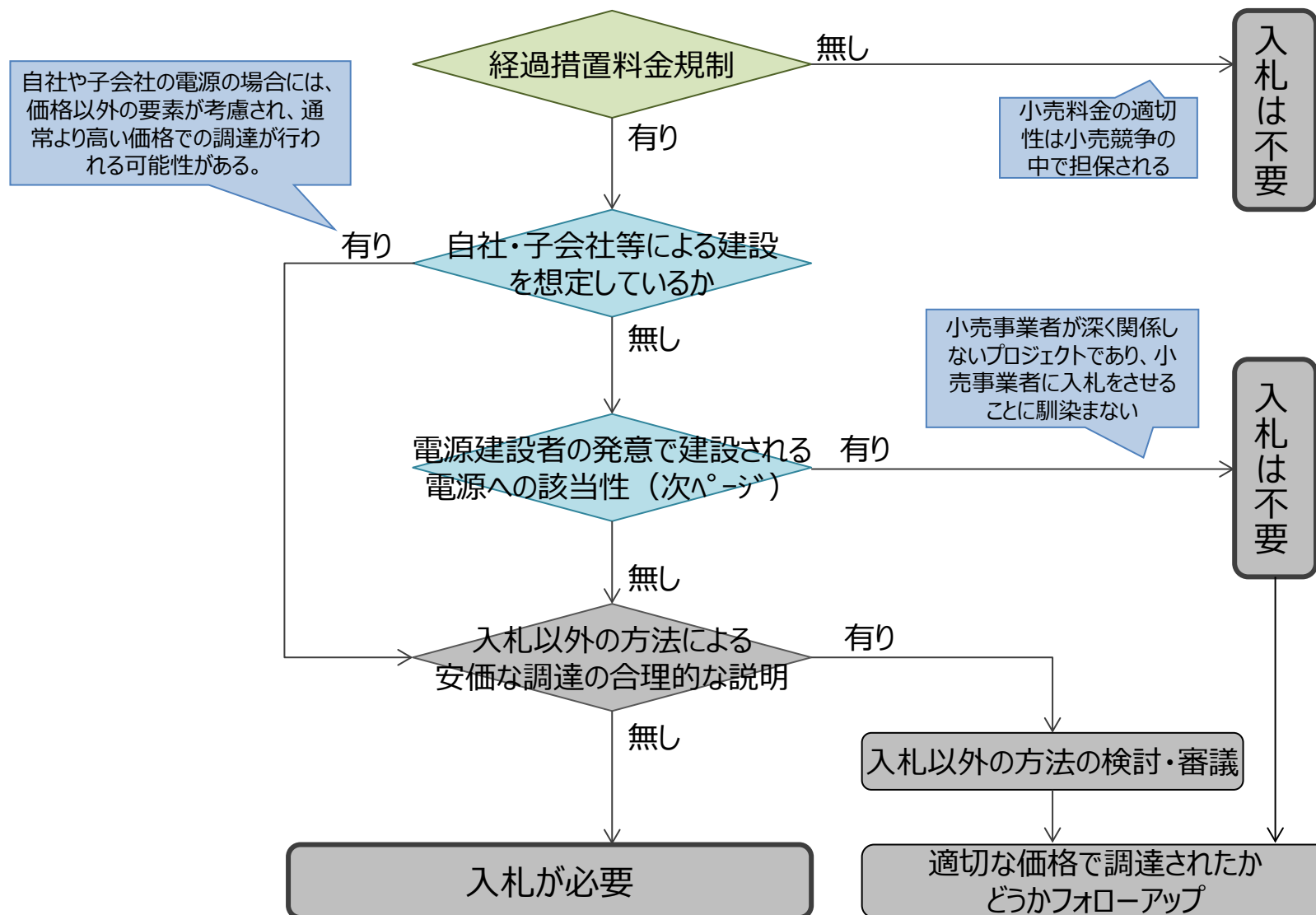
- 現状では小売市場は十分に競争的ではないことから、通常より高い価格で調達した場合の費用が小売料金に転嫁される可能性がある。

通常より高い価格で電源を調達する可能性があるかどうか

- 電源建設者が自らの発意で電源建設を行っている場合においては、市場原理に基づく電源建設が行われることが期待される。
- 特に、短期契約の場合など、建設に係るリスクを発電事業者が負っている場合には、競争の中で適切なコストでの電源建設が期待しやすい。また、新規参入の小売事業者と同条件でみなし小売電気事業者が調達する場合も、適切なコストでの調達となっていることが期待しやすい。
- なお、みなし小売電気事業者の自社や子会社等の電源の場合には、価格以外の要素が考慮され、通常より高い価格での調達が行われる可能性がある。

【指摘事項 1】 入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要③ (入札が必要となる場合のフロー)

- どのような場合に入札が必要になるかを整理すると、以下のフローチャートのとおり。



【指摘事項 1】 入札が必要となるのがどのような場合か精査が必要③

（電源建設者の発意に関する条件）

- 電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められる電源は、みなし小売電気事業者が主体となって入札するという本制度の趣旨に馴染まない。
- 自らの発意で建設するものかどうかについては、以下の条件に合致するかどうかで判断することとしてはどうか。

電源建設者の発意での建設に関する条件

電源建設計画が、下記の条件を全て満たしていれば、電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められることから、みなし小売電気事業者が当該建設者から調達するとしても、入札の実施は不要と整理できるのではないかと考えられる。

【条件 1】 電源の売り先のみなし小売電気事業者が、当該電源の設備投資計画や資金計画の方針決定を支配する契約等による電源建設者への影響力を有していないこと。

【条件 2】 当該電源の建設に係る資金調達が、電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社・親会社・兄弟会社からの資金融通で行われていないこと

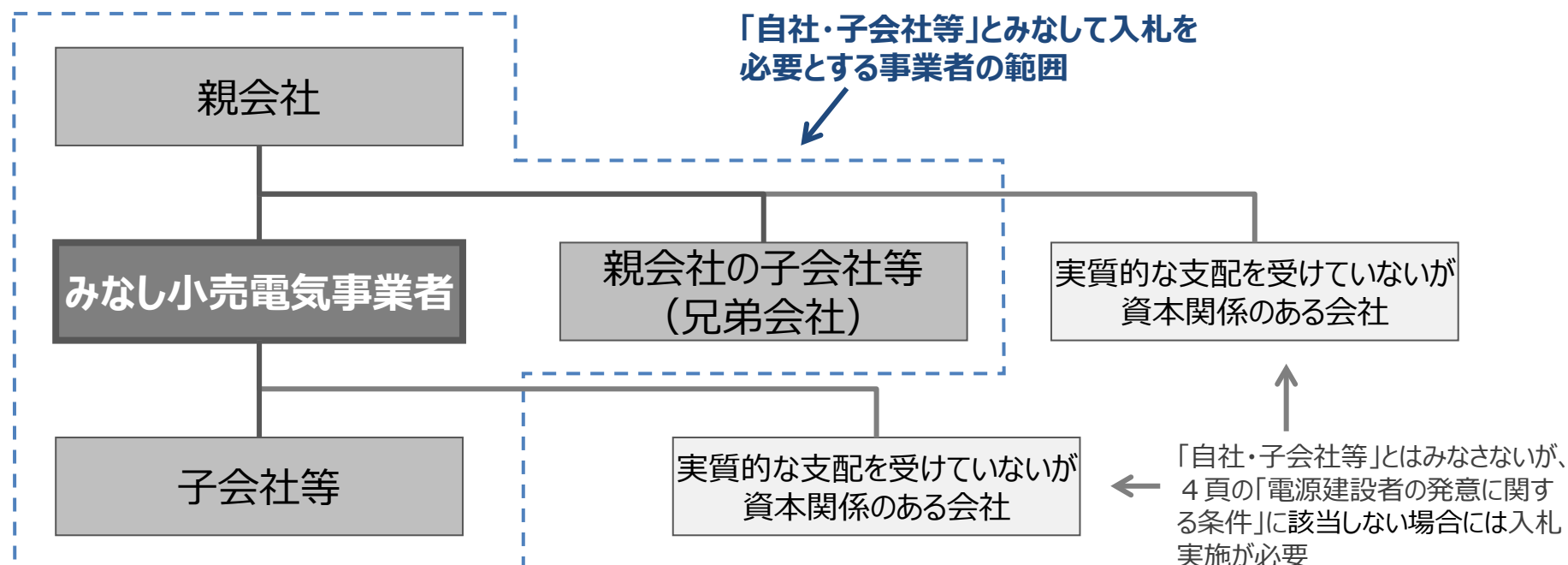
（※ 1）長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。

【条件 3】 売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕組みとなっていること。

（※ 2）公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えられない。

【指摘事項 2】 兄弟会社などでも支配力基準の適用はあり得るのではないか

- 今後、持株会社化など多様な事業形態が生じることを考慮し、みなし小売電気事業者の親会社や兄弟会社が電源を建設しようとする場合も、入札が必要な場合に含めることとしてはどうか（4頁の条件に該当するかどうかに関わらず、自社と同様とみなして入札を必要とする）。
- また、みなし小売電気事業者に実質的に支配されている会社（連結対象の会社）が電源を建設しようとする場合も、入札が必要な場合としてはどうか。



(備考) 子会社等の「等」には、実質的な支配を受けていて連結対象となる会社を含む（次ページ参照）。

(参考) 連結会計における自社グループの考え方

連結会計における自社グループの考え方

- ・会計の連結決算においては、親会社から実質的に支配されている会社を子会社として判定する支配力基準が導入されている。
- ・具体的には、以下の場合を実質的に支配されている会社としている（財表規則第8条第3項）。
 - ①議決権の50%超を保有している場合。
 - ②議決権比率が40%以上50%以下であり、かつ以下のいずれかに該当する場合。
 - イ 「緊密な者」及び「同意している者」の議決権と合算して50%超
 - ロ 自己の役員・従業員（現在又は過去）が取締役会の構成員の過半数を占める
 - ハ 財務・営業・事業の方針決定を支配する契約等の存在
 - ニ 資金調達額の過半について融資・債務保証・担保提供
 - ホ 当該会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在
 - ③議決権の所有は40%未満であるが、上記イを満たし、かつ上記ロ～ホのいずれかに該当する場合。

【指摘事項3】 相対契約で協議の余地を残す場合、分担が不明確なため リスクはむしろ高いのではないか

- 応札時点では見通しにくい各種のリスク（例：環境アセス対応の追加投資、汚染土処理）への対応については、以下のような様々な対処方法が考えられる。
- 小売電気事業者が、入札以外の方法により入札よりも安価に調達できることを説明する際には、①応札価格への影響、②小売事業者の負担額に加え、③負担額の不確実性、といった要素も勘案した上で検討することが必要。

	方式	応札時に見通しにくいリスクへの対応方法	リスク発現時の扱い	小売事業者の負担への影響
①	入札	発電事業者が独自にリスクを見積もり、応札価格に織り込んだ上で応札する	発電事業者が負う	・応札価格が高くなる
②	入札	募集要綱においてリスクを特定した上で、リスク発現時の分担をあらかじめ決めておく	募集要綱で決めた方法でリスクを分担	・リスク発現時には小売事業者に直接的な負担が発生 ・他方、その分だけ①の場合よりは応札価格が低くなる
③	入札	協議により対応する旨を募集要綱に記載（注）	協議を行いリスク分担を決定	・負担額が不確実 ・例外措置であり一般的には適用できない（注）
④	入札 以外	協議により対応	協議を行いリスク分担を決定	・負担額が不確実

（注）入札した条件を事後的に変えることとなるため、入札の公平性を勘案すると、予測し得ない大幅な情勢変化が生じた場合などに限定される。

【指摘事項 4】 燃料種の指定ではなく性能基準により対応すべき

- 特定地域への燃料輸入依存度のような供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から、これらに関連した性能を満たす電源のみに対象を限定して入札を実施することは、本入札制度の目的に照らし、特に問題とはならないのではないか。
- なお、エネルギーミックスの実現を目指す上で、これとの乖離がある場合などにおいては、燃料種の指定もあり得るのではないか。

	性能基準による指定 (例：調整後CO2排出係数の上限設定)	燃料種の指定
要件設定の目的	地球温暖化対策	エネルギーミックスの実現（地球温暖化対策を含む）
競争との関係	低炭素化技術（CCS等）の導入等により、 <u>より多くの電源が応札可能</u>	<u>指定された燃料種の電源のみが応札可能</u>